

# 中学校給食の試行を始めます

市では、中学生の健やかな成長と食育の推進を目的に、1月9日(木)から市立中学校での給食の試行を始めます。県内で初めて、民間事業者が調理したランチボックスのおかずを校内で温める「加熱方式」を採用しました。各家庭から持参する弁当との選択ができます。

市内全校での実施は、試行の結果を踏まえ、令和3年4月からを予定しています。



提供する給食の一例

**試行実施校** 中沢中学校  
**実施方式** 選択制デリバリー給食(加熱方式)  
**委託事業者** 株式会社山路  
 中学校教育課 ☎74-5224

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度の医療費通知を発送

国民健康保険の医療費通知は、平成31年1月～10月診療分を1月中旬に、11月・12月診療分を3月中旬に発送します。後期高齢者医療制度の医療費通知は、平成31年1月～11月診療分を2月中旬に、12月診療分を3月中旬に発送します。

通知は、確定申告での医療費控除申告に使用できます。ただし、医療費控除の対象となる支出で通知に記載されていないものは、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。



**要**があります。この場合、領収書は確定申告期限から5年間、自宅で保管が必要です。

**☎94-4728(国民健康保険)**  
**☎94-4521(後期高齢者医療制度)**

# 介護に関する税の所得控除

## 要介護認定者の障害者控除

65歳以上で身体障がい者などに準ずる人、またはその人を扶養している人は、所得税・住民税の所得控除が受けられます。所得控除の申告には「障害者控除対象者認定書」が必要です。担当に申請してください。

障害者手帳や療育手帳などが交付されている人は、その手帳で所得控除の適用が受けられます。

控除額など詳しくは、担当にお問い合わせください。

## 介護保険サービスの利用料の医療費控除

次のサービスを利用している場合、利用料の自己負担分が控除の対象となります。対象額は、サービス事業者が発行する領収証に記載されます。

◇訪問看護、通所リハビリテーションなどの医療系の居宅サービス◇前記のサービスと併せて利用する訪問介護

## おむつ代の医療費控除

6カ月以上寝たきりの人のおむつ代の控除には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。控除を受けるのが2年目以降の人は、市が発行する「主治医意見書」の内容を確認証明書を代用できます。詳しくは担当にお問い合わせください。



## 国民健康保険税などの支払い額を通知

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の平成31(令和元)年中の支払い額を通知します。

12月下旬に納付した金額は加算されていない場合があります。そのため、確定申告で使用の際は、領収書などで確認してください。

## 確定申告が不要で市県民税申告が必要な人

令和2年1月1日現在市内に在住し、次のいずれかに該当する人は申告が必要です。

- ◇市県民税申告書が送られてきた人
- ◇令和元年中に所得がない人
- ◇別世帯の人の扶養親族になつていない人
- ◇給与所得者で給与所得以外の所得合計が20万円以下の人
- ◇公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などの雑所得以外の所得金額が20万円以下の人(所得税の還付を受けるためには確定申告が必要)
- ◇市・県が指定した認定NPO

# 確定申告の準備はお済みですか

☎平塚税務署 ☎22-1400(確定申告) ☎市民税課 ☎74-5429(市県民税申告)

## 所得税などの確定申告について

令和元年分の確定申告書の作成・相談は、2月17日(月)～3月16日(月)に平塚市庁舎1階多目的スペースで受け付けます(土・日曜日、祝日を除く)。2月24日、3月1日は実施)。

確定申告のお知らせハガキや申告書は、1月下旬に発送予定です。申告書は、1月24日(金)以降に市役所1階の市民税課窓口でも配布します。

## 申告相談会

源泉徴収票や各種証明書、電卓、筆記用具、印鑑、昨年の申告書の控え、顔写真付き身元確認書類、マイナンバーが分かる物(マイナンバーカードや通知カードなど)をお持ちください。

**税理士会による確定申告無料相談会**  
 小規模事業者、給与所得者、年金受給者を対象とした、簡易な確定申告書の作成指導と相談です。

**とき** 2月4日(火)～7日(金)の午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

**ところ** 市民文化会館展示室 ※各日午前9時から、会場入口で「午前の部」「午後の部」の順に整理券を配布します(混雑の状況により配布を打ち切る場合があります)

**市役所による確定申告相談会**  
 給与所得者、年金受給者が対象です。

**とき** 2月17日(月)～3月16日(月)の午前9時～正午、午後1時～4時(月・土・日曜日、祝日を除く。2月17日・29日、3月7日・16日は実施)

**ところ** 市民文化会館展示室 ※1月20日(月)午前9時から予約を受け付けます。相談を希望する人は右下のQRコードを読み込むか、専用電話 ☎74-5429(市県民税申告) ☎92-1112、受付は平日午前9時～午後5時(5時)で担当にお申し込みください



## 自宅のパソコンで申告書が作成できます

国税庁ホームページには、申告書が作成できる「確定申告書作成コーナー」が掲載されています。作成した申告書などは、添付書類と合わせて郵送(〒254-8533平塚税務署)でご提出ください ※控えが必要な場合は返信用封筒を同封してください

**スマホ・パソコンでe-tax**  
 税務署から発行されたID・パスワードを使って、パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成・送信できます。利用には事前の手続きが必要です。希望する人は本人確認ができる書類を持参し、税務署に申請してください ※税理士会による確定申告無料相談会でも手続きできます

**認定書の交付対象者**  
 令和元年12月31日現在、要介護に認定されている65歳以上の人(要支援1・2の認定者は該当しません)

確定申告が不要で市県民税申告が必要な人

確定申告が不要で市県民税申告が必要な人

確定申告が不要で市県民税申告が必要な人

確定申告が不要で市県民税申告が必要な人

確定申告が不要で市県民税申告が必要な人



◇事務の都合上、「平成31年(度)」と表記しているものがありますが、新元号への読み替えをお願いします